

〔R0223〕 建築士法

次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。
2. 建築士事務所協会は、建築主等から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所の開設者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。
3. 建築士事務所の業務に関する設計図書の保存をしなかった者や、設計等を委託しようとする者の求めに応じて建築士事務所の業務の実績を記載した書類を閲覧させなかった者は、10万円以下の過料に処される。
4. 建築士事務所の開設者が建築基準法に違反して建築士免許を取り消された場合、当該建築士事務所の登録は取り消される。

〔R0223〕 正答 3

1. 正しい。士法22条の4第5項により、建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。
2. 正しい。士法27条の5第1項により、建築士事務所協会は、建築主等から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所の開設者が協会会員であるか否かにかかわらず、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。
3. 誤り。建築士事務所の開設者は、士法24条の4第2項の業務に関する設計図書の保存義務、士法24条の6の業務の実績等を記載した書類の閲覧義務に違反した場合、士法40条十二号及び十四号に該当し、30万円以下の罰金刑に処される。
4. 正しい。建築士事務所の開設者が、建築基準法に違反して建築士免許を取り消されるとは、士法10条1項による懲戒処分を受けることであり、士法7条四号、士法23条の4第1項二号に該当する者となる。したがって、士法26条1項二号により、都道府県知事は、建築士事務所登録を取り消さなければならない。